

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和７年７月２９日

岐阜地方法務局美濃加茂支局 登記官 金子 岳 仁

記

１ 手続番号

第２０３０－２０２４－６１４４号

２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項

可児郡御嵩町中字北田２０９５番